



今年度のWGにおける論点及び検討スケジュール（案）



1. 令和6年度 検討スケジュールの概要（検討会・WG）

- 今年度も30by30に係る経済的インセンティブ等検討会を3回、本WGを4回実施する予定である。
- 各検討会・WGのスケジュールと、各回の間にある主なマイルストーンは下表のとおり。各マイルストーンに向けて、検討会・WGの場で皆様からのご意見をいただきたい。

マイルストーン	検討会・WGの議題（案）
6/24 第1回WG (月) 支援証明書（試行版）の検討	- 令和6年度の検討事項及びスケジュール共有 - 支援証明書の内容検討
8/5 第2回WG (月) 支援証明書（試行版）の仮確定	- 支援証明書の内容の仮確定 - 支援証明書発行後の運用に関する検討
9/2 第1回検討会 (月) 試行運用の実施方針・事項の説明	- 令和6年度の検討事項及びスケジュール共有 - 支援証明書の試行運用に関する意見聴取
9月	支援証明書試行運用の開始（支援証明書（試行版）の発行申請受付開始） / 参加希望者向けオンライン説明会 マッチングページの公開（被支援者の応募開始） / マッチングイベントの周知
11月 第3回WG 途中結果報告	- 支援証明書試行状況の報告 - 令和7年度以降の本格運用に向けた検討
12月 第2回検討会 途中結果報告	- 支援証明書試行状況の報告 - 第3回WGまでの検討状況の報告
1月	支援証明書（試行版）発行申請締切
2月 第4回WG 発行可否の判断に関する意見聴取 本運用に向けた検討	- 支援証明書（試行版）発行の判断に関する意見聴取 - 支援証明書試行の実施結果及び課題の整理 - 令和7年度以降の本格運用に向けた検討
3月 第3回検討会 本運用に向けた検討	- 支援証明書試行の実施結果及び課題の報告 - 令和7年度以降の本格運用に係る実施方針の報告、意見聴取
	支援証明書（試行版）の発行

2. 第4回WGでの意見整理及び対応方針①

第4回WG意見整理

No.	分類	内容	対応方針
1	支援期間	最終的なゴールと、特定の期間内でどこまで実施するか等の全体計画を明らかにできると良い。期間の概念がないとアウトプット、アウトカムを正しく評価することができない。	支援期間とアウトプット・アウトカムの関係性を要整理 (ロジックモデルの認定範囲のや有効期間の設定の検討)
2		単年での支援の場合、アウトプットとアウトカムをどこまで追求するかは要検討である。	
3	証明書の記載内容	金銭値に限らず、支援内容は、定量化された情報があつたほうが良い。	記載要領に反映
4		金銭支援、技術支援、人的支援が一つの証明書に並列されていると分かりにくい。	記載要領、発行申請書様式に反映
5		支援証明書に記載できるのは、関連する活動全体ではなく、実施する支援が影響する範囲内のみである。	記載要領に反映
6		投融資は定期的なモニタリングや効果測定が必要であり、ロジックモデルの記載はマストである。	ロジックモデルあり・なしは申請者の選択制とする
7	情報開示への活用	本業のバリューチェーンに関連ない内容の支援証明書は情報開示には使えない。	記載要領等に反映
8		自然関連情報開示では、現状の事業をロケーションベースで分析し、その依存・影響を分析することが求められる。依存・影響の説明がしにくいサービス産業等において、下流（顧客）への働きかけ等により自然に正の影響を及ぼすことを狙う場合、影響度により投資家へのアピールの度合いが変わる。	記載要領等に反映
9		TNFDが示しているプライオリティ・ロケーションの考え方があるが、自治体の総合計画に書かれていることとどう統合していくか。そのロケーションに色々関わりがある方々を上流・下流という一つのバリューチェーンとして考えると、生態系と同時にビジネスの流れも考えて総合計画等とロジックモデルを再整理するだけで、ロジックモデルがより充実し、自治体もKPIを立てて、総合計画の進捗とあわせた説明もしやすくなる。	記載要領等に反映
10		投資家目線では、アウトカム（どんなインパクトが出ているか）の情報に関心がある。	記載要領等に反映

2. 第4回WGでの意見整理及び対応方針②

第4回WG意見整理

No.	分類	内容	対応方針
11	発行対象の支援	支援証明書は自然共生サイトに対する支援にお墨付きを与えるものであり、申請前の支援は発行対象外ではないか	申請前の時点の支援も対象になりえるが、発行申請はサイト認定後とする
12	地域戦略との関連性	自治体の総合計画の記載をロジックモデルに反映できれば、それが町としての意思や住民の長期的利益にどうつながるかを説明できる。それができれば、大いにPRできるロジックモデルの作り方になる。	記載要領等に反映
13		自治体の地域戦略と整合性を取って活動を説明できると、投資家から見て魅力的な活動となる。	
14	ロジックモデルの記載	インプットとは資源・資本のこと（人・モノ・金・情報）。動詞で括れるものは、基本的にアクティビティに記載。	記載要領に反映
15		アウトカムは、1次・2次・3次、あるいは、短期・中期・長期と書き分ける場合が多い。また、状態の変化を記載できると良い。1次アウトカムにKPIを設定する場合がある。	記載要領作成時に検討
16		支援される側もロジックモデルの作成に介入すると、何故その活動を続けるのか等をより説明できるようになる。	記載要領に反映
17		ロジックは端折らず、因果関係を担保して記載する必要がある	記載要領に反映
18		GBFのようなフレームワークへの影響が示されることは投資家としては大変参考になる。	記載要領等に反映
19		チェックボックス的にGBFのターゲットへの影響を複数選択させる余地を与えると、記載の内容が軽薄になってしまう懸念がある。ターゲット2(劣化地再生)と3(30by30)以外のターゲットは記載できるターゲット数を制限しても良いのではないかと。	記載要領作成時に検討
20	制度の運用	支援証明書の利用目的を環境省が制約することは出来ない（すべきではない）。	利用目的は申請者に委ね、ロジックモデルあり・なしとする
21		毎年のモニタリングを行わないと、ちゃんと活動を行わないサイト等が出てくる可能性がある。	支援証明書発行後の管理・運用について検討
22		更新時にモニタリングするのはインプットで良い。	
23		支援証明書により保証・証明される範囲を明らかにすべきである。	検討・整理し、明示。

3. 第3回インセンティブ検討会での意見整理及び対応方針①

第3回検討会意見整理

No.	分類	内容	対応方針
1	証明範囲	証明書ができる範囲を明らかにし、証明書ができないことに関しては、ガイドライン等で留意事項として記載する。	検討・整理し、明示。
2		支援証明書制度の中で、何かを保証するということはないほうが良い。	
3		支援証明書・ロジックモデルが証明する範囲。責任分界点の整理が必要。	
4		インプットとアクティビティについては、ロジックモデルでなくても支援証明書そのもので証明している。アウトプットやアウトカムが出ているかどうか証明のポイントであり、あるインプット・行為をした結果どの程度環境が保護されたという環境効果のようなものや、その活動の環境貢献度の確からしさというものを証明することがロジックモデルの本質。	支援証明書のロジックモデルでは、アクティビティ以降はあくまで計画を確認するものとして整理し、明示。
5		金商法の世界では政府は保証をしていない。他の精度が政府が直接保証をしない構造であることを踏まえて検討する必要がある。	検討・整理し、明示。
6	ロジックモデルの記載等について	ロジックモデルと自治体の計画との関連性は重要	記載要領等に反映
7		ロジックモデルで定量的な目標設定と進捗管理ができるようになると、クレジット制度の取っ掛かりとなる。	進捗管理については要検討（運用方法による）
8	ロジックモデルの留意点	ロジックモデルを環境省が証明するのはハードルが高い。公開される申請書という形にするのはいかがか。	証明範囲を検討・整理し、明示。
9		ロジックモデルあり・なしの違いを分かりやすく情報発信	様式の修正、記載要領等への反映
10	GBFとの関連性	GBFとの関連性を示すことは重要	記載要領等に反映
11		GBFのどれに当てはまるかに集中してしまうと、GBFの目標にどう貢献しているのかの全体像が見えにくくなる。生物多様性がどれだけ良くなっているかという全体像が見える形にする必要がある。	記載要領作成時に検討
12		GBF以外の要素もアウトカムに含めて良いのではないか。	記載要領作成時に検討

3. 第3回インセンティブ検討会での意見整理及び対応方針②

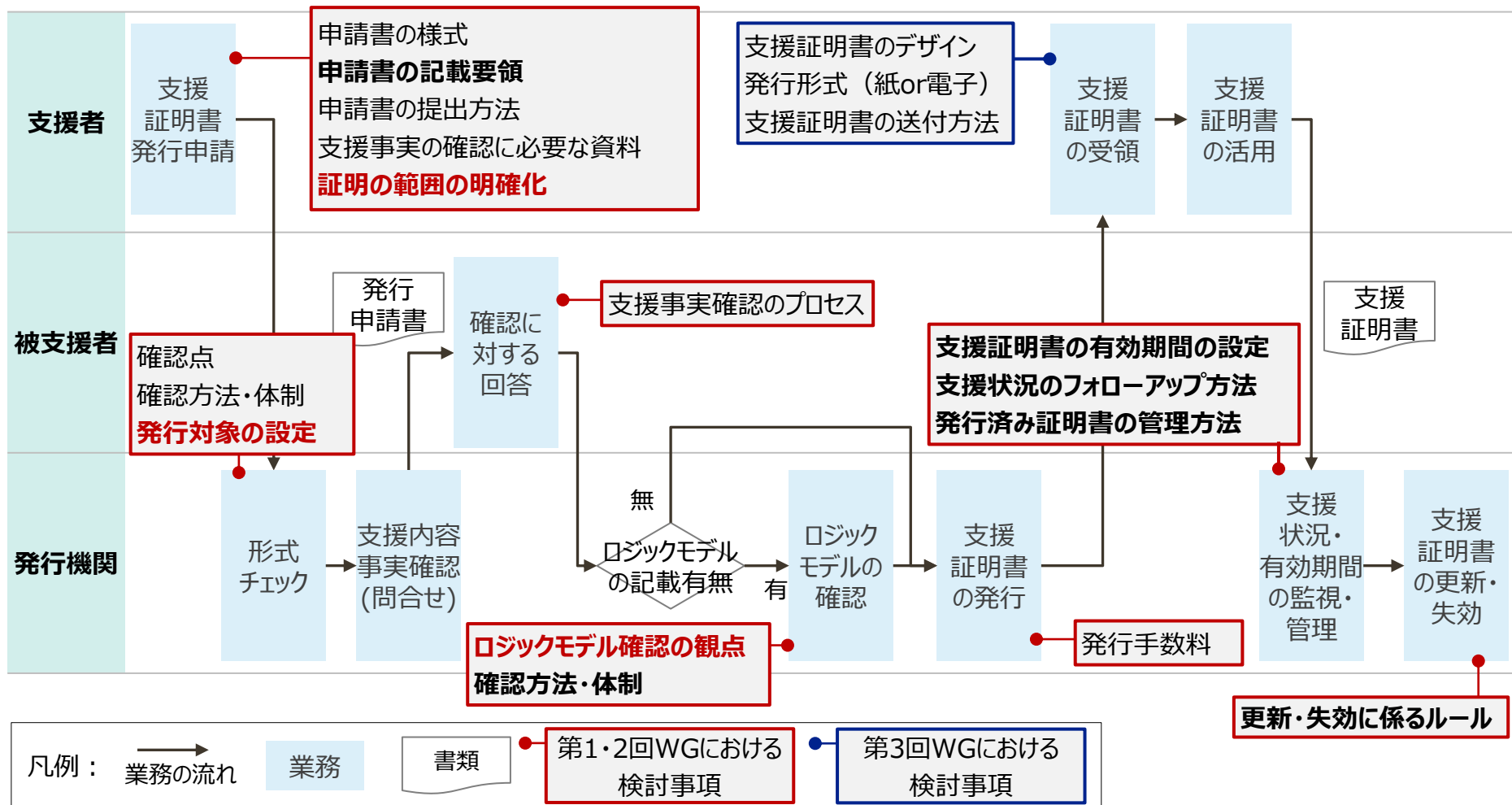
第3回検討会意見整理

No.	分類	内容	対応方針
13	制度の運用と改善	ロジックモデルは、うまくいっていない原因を探すツールとしても活用できるので、見直しを行う仕組みは必要。	運用方法の検討時の論点とする
14		一旦公開されたロジックに対して、NGOや地域の保護団体、アカデミアの方々から突っ込みを入れて、制度を改善していくというような、そういうメカニズムも、第三者がここに関与して、より良いものに仕上げていくというプロセスも必要	今後の検討課題とする
15		モニタリングにしっかり使えるようなものを作り、それに従ってやって、実効性を高めるという意味で、使えるような形にしておくことが必要。なので、最初から完璧な保証を求めない制度運用もある。	なし（コメントとして受け取り）
16		支援証明書は民間による保全活動レベルアップのための共通のツールとして試行し始めて、最終的には非常に質の高いものに育てていくしかない。	なし（コメントとして受け取り）
17		支援証明書制度自体が作業仮説	なし（コメントとして受け取り）
18		グリーンボンドやインパクトボンドのロジックモデルも曖昧なものが多いが、お金は動いている。支援証明書制度では、民間側に自分たちの活動による社会のインパクトを考えてもらうことで精度が高まっていく。それらの動きに対して民間金融機関から、事業に対してファイナンスしようという動きが出てくるはず。	なし（コメントとして受け取り）
19	支援証明書の更新	アクティビティやアウトプットを通じて、順応的に支援証明書が更新されていくといった、見直しをかけるようなプロセスも想定されているのか。	運用方法の検討時の論点とする
20		支援証明書の有効期間を短めに設定してロジックモデルを改定するプロセスがあると良い。	運用方法の検討時の論点とする
21	情報開示に関して	「情報開示」が投資家向けの情報開示を指す旨を明記する必要がある。	記載要領等に反映

4. 支援証明書の発行フローに沿った検討事項の整理

- 本WGにおける検討事項について、支援証明書の発行フローに沿って、以下のとおり整理。（各業務について、昨年度段階で確定できなていない点を整理）
- 支援証明書の申請受付開始に向けて必要な事項は第1回・第2回WGまでに、また、発行までに必要な事項は第3回WGまでに整理を行うこととし、特にWGで議論いただきたい事項は太字で記載（うち、赤字が第1回WGの論点）。

支援証明書発行手続きに係る業務フロー及び検討事項

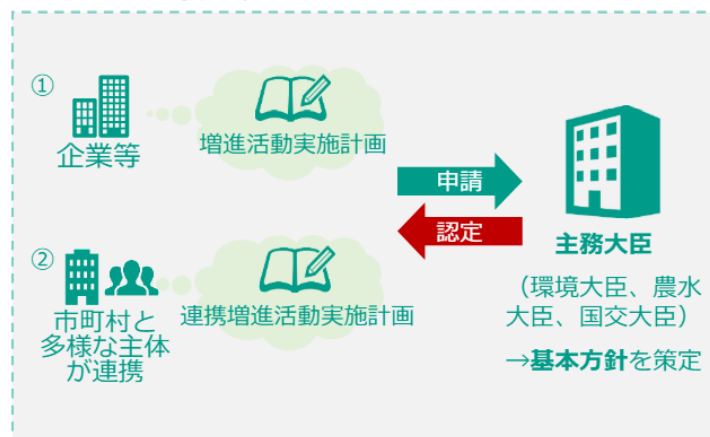


5. 「生物多様性増進活動促進法」の成立 及び 支援証明書における対応方針

- 本年4月に「生物多様性増進活動促進法」が成立し、令和7年4月より施行予定。
- 令和7年度以降は、現行の「自然共生サイト」制度として新たな募集は実施せず、申請・認定含む認定制度は、生物多様性増進活動促進法に一本化（自然共生サイトは認定期間である5年間は有効）。
- 支援証明書においては、自然共生サイトへの支援に加え、この新法に基づき認定された活動への支援も発行対象とする方針とし、この認定制度の内容も踏まえて、検討を進めていく。
- 令和6年度の試行運用においても、増進法に基づく認定への適用も視野に入れて実施。

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。



これらの内容も
踏まえた支援証明書
制度を検討

- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。

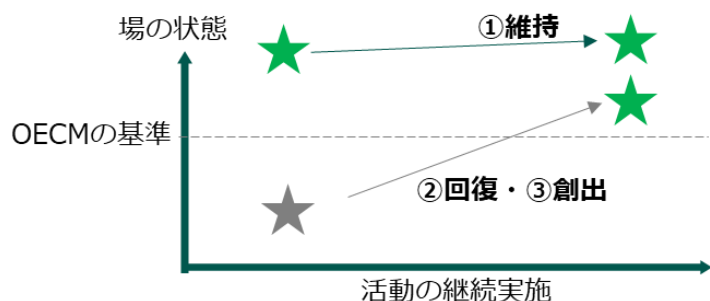
（2）協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

【参考】「自然共生サイト」制度と「生物多様性増進活動促進法」制度との違い

（新法の経緯・趣旨等）

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の2つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。



（新法のポイント）

- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

（自然共生サイトと新法の違い）

	自然共生サイト	生物多様性増進活動促進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。